・「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成25年国土交通省告示第907号)

2 テナント等事業者との連携【第33条関係】

テナント等事業者がいる事業者(テナントビルの所有者)においては、テナント等事業者と連携・協力し、当該ビル全体としての温室効果ガスの排出の抑制に取り組むこと。

取組例

- ・テナント等事業者自らが使用したエネルギー使用量等に関する情報の提供
- ・テナントビルの所有者とテナント等事業者が参加する委員会の設置など協力 体制の整備
- ・テナント等事業者が行う温室効果ガス排出抑制措置の実績に応じたエネルギー 使用の料金体系等の検討

第3 交通及びまちづくりに係る配慮に関すること

1 公共交通機関の利用の推進・環境に配慮した自動車の運転等 【第36条・第37条関係】 徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用、エコドライブに取り組むとともに、 ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の利用を進めること。

(1) エコドライブの推進

取組例

- ・アイドリングストップ
- ・無用な空ぶかしをしない
- ・急発進及び急加速をしない
- ・交通状況に応じた安全な定速走行
- ・減速時のエンジンブレーキの活用
- ・確実な車両の点検及び整備の実施

(2) 低公害車や低燃費車の選択

国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」「低排出ガス 車認定実施要領」に基づく評価・認定の制度の活用(燃費基準早期達成車、低排出 ガス認定車)

2 自動車環境情報の説明等【第39条関係】

- (1) 自動車販売事業者が、新車を購入しようとする者に対し説明しなければならない自動車環境情報とは、次のとおりとする。
 - ・自動車の燃費性能
 - ・排気ガスに含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質(軽油を 燃料とする自動車に限る。)の量
 - ・温室効果ガスの排出量
 - 再生利用が容易な材料を使用した部品その他資源の有効利用に関するもの 他

- (2) 自動車販売事業者が、販売する新車に係る自動車環境について表示する見やすい箇所に見やすい方法とは、次のようなものとする。
 - ・展示している自動車の周辺における当該自動車に関する事項の表示
 - ・当該自動車販売事業者が販売する自動車の環境情報を紙等に印刷し、当該自動 車の環境情報を新車を購入しようとする者に容易に提供できるようにする表示
 - ・当該自動車販売事業者が販売する自動車の環境情報を、インターネットを利用 し当該自動車の環境情報を新車を購入しようとする者に容易に提供できるよう にする表示 他

3 環境に配慮したまちづくり【第41条関係】

地域の実情や特性に応じ、環境に配慮したまちづくりを行うこと。

取組例

(1) 公共交通機関の利用者の利便増進

鉄道やバス路線網の再編・充実、パークアンドライドの導入、バスレーンやバス 優先信号の設置など、公共交通機関を利用した交通体系の整備への配慮

(2) 都市機能の集約の促進

公共交通機関や公共施設、サービス施設等の集積など、コンパクトで効率的な「集 約型都市構造」への配慮

(3) 電気、熱その他のエネルギーの効率的利用

複数の建物や施設において、電気や熱などのエネルギーを融通し効率的に利用するなど、地域においてエネルギーの需給調整を行うエネルギー体系の構築への配慮

(4)緑化の推進

既存の自然緑地や都市の緑地の連続性を確保し、ヒートアイランド現象の緩和や 自然環境、生態系の保全への配慮

第4 再生可能エネルギー等の利用に関すること

1 再生可能エネルギー等の積極的な利用【第43条関係】

家庭生活等において、太陽光発電システムの設置など再生可能エネルギーの積極的 導入に努めること。

また、事業者においては「創エネ・省エネ・蓄エネ」設備の導入、利用の促進や燃料電池自動車の導入の検討を行うとともに、各事業活動の実情に応じ、再生可能エネルギーや水素エネルギーに係る研究、技術開発の推進や支援に努めること。

2 エネルギーの地産地消等【第44条関係】

(1) エネルギーの地産地消

中山間地域に高いポテンシャルを有する「小水力発電」をはじめ、「太陽光発電」「小型風力発電」など、それぞれの地域の実情に応じ、地域に存在する再生可能エネルギーの活用を図ること。

(2) 未利用エネルギーの有効利用